

有田市建設工事等の入札に係る最低制限価格の設定基準

平成 29 年 6 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、有田市が発注する建設工事等（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務をいう。以下同じ。）の請負契約に係る入札をする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設ける場合について必要な事項を定める。

(最低制限価格の決定)

第 2 条 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 2 項の規定によりあらかじめ最低制限価格を設ける場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事 有田市低入札価格調査実施要領第 3 条の規定を準用
- (2) 建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務 次に掲げる計算式によって得られた額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額

ア 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.48

ただし、当該計算式によって得られた額が、予定価格の 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とする。

イ 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6

ただし、当該計算式によって得られた額が、予定価格の 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とする。

ウ 補償関係建設コンサルタント業務

直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.45

ただし、当該計算式によって得られた額が、予定価格の 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とする。

エ 測量業務

直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.48

ただし、当該計算式によって得られた額が、予定価格の 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とする。

オ 地質調査業務

直接人件費＋間接調査費×0.9＋解析等調査費業務費×0.8＋諸経費×0.48

ただし、当該計算式によって得られた額が、予定価格の 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 とし、予定価格の 3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とする。

2 前項第 2 号アからオまでに規定する業種種目のうち、複数の業種種目を含む業務委託に

おける最低制限価格は、それぞれの業種種目ごとの額を合算した額とする。

- 3 特別な業務に係る最低制限価格については、前2項の規定にかかわらず、予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内で適宜の額とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格の設定は、建設工事にあつては予定価格が1億円未満の工事、建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務にあつては予定価格が50万円以上の業務に対し行うものとする。

(最低制限価格を設定しない建設工事等)

第4条 第2条の規定にかかわらず、次に掲げる建設工事等は、同条の規定を下回る最低制限価格を設定し、もしくは最低制限価格を設定しないことができる。

- (1) 解体若しくは撤去又はこれらに類似する建設工事で、出来型の品質確保が重要な建設工事
- (2) 随意契約を行う建設工事等
- (3) 最低制限価格を設けることが特に必要と認められない建設工事等

(最低制限価格の取扱い)

第5条 最低制限価格を設けたときは、最低制限価格を事前に公表するものとし、最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とする。

付 則

- 1 この基準は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 有田市建設工事等の入札に係る最低制限価格の設定基準(平成23年5月10日制定)は廃止する。

付 則

この基準は、令和3年10月1日から施行し、施行後に入札等の公告又は通知をした業務から適用する。